

大口町告示第27号

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領（平成9年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「3,360円」を「3,400円」に、「20,670円」を「20,890円」に、「16,990円」を「17,090円」に、「7,390円」を「7,420円」に、「10,650円」を「10,660円」に改める。

様式第3中「5,180円」を「6,120円」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。